

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2001.4.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市基幹型在宅介護支援センター

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉協議会内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第9号

## 基本を再認識することの大切さ

～道内介護支援専門員へのアンケート結果の示すもの～

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 岩見 太市

### ■「忙しい」から本来業務の見直しへ

3月上旬、道庁が実施した北海道内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員2,323人の内1,579人から寄せられたアンケート結果が、北海道介護支援専門員支援会議で公表されました。支援会議の一員として、今回はアンケート全体を概観して感じたことを述べさせていただきます。

介護保険がスタートして1年間、とにかく制度の混乱に振り回され、ケアプランという主軸の業務がおろそかになって、給付管理や介護報酬請求事務といった事務処理に追われ「大変だ」「大変だ」で終わったかも知れません。確かにそのような要素がかなりのウェイトを占めていましたし、しかも兼務職が多いため介護支援専門員業務に専従できないもどかしさもあったと思います。

しかし、事務処理システムが落ち着いてきた今年度も同じ理由で、現状の困難さを言い逃れることはできなくなります。

今、改めて介護支援専門員のあり方について見直し、原点に立ち返って本来の利用者主体の業務のあり方について考える必要があると痛感しています。

### ■業務のチェックとネットワークづくり

アンケートで一番気になった項目が、業務を行う上で困難や不安を感じる内容のベスト3が、①担当

者会議の開催 ②モニタリング ③アセスメントとケアプランの作成 だったことです。それらの項目は介護支援専門員業務の根幹となる業務です。それらの課題を抱えていること自体、重要な課題提起だと思います。

現在、支援会議ではさまざまな課題を踏まえて、どのような支援策を講ずるかを定めることとなっていますが、その基本は次の2点に集約されると思います。

#### (1)業務の自己チェックシステム

従来介護保険制度の運営で課題が出てくると介護支援専門員の役割に転嫁されてきた部分が少なからずあったと思いますが、介護支援専門員の中核的な業務は何か、という管理が必要になってきます。その上に立って、業務を自己チェックできるようなシステムの導入です。

#### (2)介護支援専門員のネットワークづくり

道内各地に介護支援専門員の連絡協議会が発足していますが、同じ地域で多様な職種を持つ介護支援専門員同士のコミュニケーションや情報交換、社会資源のチェック、事例検討会など、資質向上のためのネットワークづくりが欠かせなくなっています。

とにかく「利用者の生活支援」という立場で、それぞれの介護支援専門員が魅力ある仕事にするための努力と工夫が待望されているようです。

## 札幌市からの情報提供

介護保険は導入されて、1年が経過いたしました。昨年の今ごろは、不眠不休でケアプラン作成に日夜ご奮闘されていたことと思います。

大きな混乱もなく軟着陸したものと感慨もひとしおです。これからは、各事業者、各ケアマネジャーをはじめとする職員の質が課題となってきます。

各事業所でも、マニュアルを整備し、担当者が変わっても同じ内容のサービスが保障される体制の整備が必要と思われます。

今回の情報は、ケアマネジャーとしてもう一度確認しておきたいことについて掲載いたします。

### 1▶ 確認しておきたい通知文書

- ①指定居宅介護支援事業者等の事業の公正中立な実施について  
(平成11年9月14日厚生省介護保険制度準備室 事務連絡)
- ②指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について  
(平成11年7月29日厚生省老人保健福祉局企画課長 老企第22号)

### 2▶ ケアプラン作成までに確認しておきたいこと

#### (1) 要介護(支援)認定申請援助

介護が必要な状態であると把握した場合は、要介護認定の申請について本人・家族が行うが、居宅介護支援事業所、介護保険施設も代行して行うことができる。

**認定に必要なもの** ※認定申請関係についての問合せ先は、各区の保健福祉サービス課総合相談窓口へ

- 介護保険要介護(支援)認定申請書(別紙)
- (2号被保険者の場合は、医療保険の保険証)

#### 注意事項

- 認定申請は、被保険者証を添えて行う。その時被保険者には資格者証(暫定被保険者証)が交付される。(被保険者証の代用)
- 転入者については、区で転入届をする(資格を付けるため)
- 転入前の市町村で要介護認定を受け介護サービスを受けていた人が、札幌市に転入した場合は、前市町村が発行する受給資格者証を持参のうえ、ただちに転入届出するように説明、援助する。(2週間以内なら要介護認定の必要は無い)
- 認定申請中の転入者の認定調査決定は前市町村が行う。
- 更新認定申請の場合は、有効期限が切れる60日前～30日前に手続きが必要。常に要介護者の有効期限を把握し、期限切れのないように注意。この時の始期は、有効期間が終了した翌月の初日からとなる。
- 区分変更申請は、要介護1～5までの変更の時に行う。要支援～要介護、要介護～要支援に変更になる場合は、新規申請の扱いになる。

#### (2) ケアプラン作成依頼届出書の提出

利用者からケアプランの作成を居宅介護支援事業者が依頼されたら、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を区役所保健福祉サービス課総合相談窓口への届出が必要。

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について(平成11年12月8日厚生省老人保健福祉局企画課長老企第31号)

#### 注意事項

- いずれの居宅介護支援事業所を選択するかは利用者の自由な選択によることが基本である。
- 「居宅サービス計画作成依頼届出」のないまま、介護保険サービスを利用した場合、償還払いになるので注意が必要。



- 月の途中で、利用者が死亡、又は施設に入所した場合等、当該月分の給付管理票を提出している市町村に届け出ている事業者が居宅介護支援費を算定する。
- 月の途中で居宅介護支援事業者の変更がある場合は、利用者が居宅サービス計画作成依頼変更届出書を提出しているか事業所が確認する。また、自己作成から居宅介護支援事業所に変更した場合も同様に配慮する。
- 月の途中で他の市町村に転出する場合、必ず他市町村の新しい居宅介護支援事業者と十分ひきつぎをする。

### (3) 介護認定調査

札幌市の要介護(支援)認定調査は、札幌市と財団法人札幌市在宅福祉サービス協会で行っている。

#### 注意事項

- 本市に住民票があって、市外に居住している要介護(支援)者については、基本的には住民票を札幌市に移すように説明するが、異動できない場合は、利用者が住んでいる市外住所地で認定調査を行う。(居宅介護支援事業所、介護保健施設に本市が委託することもある。)  
この反対のこともあり、他市町村から指定居宅介護支援事業所、介護保険施設の介護支援専門員に認定調査が委託されることもある。
- 要介護(支援)判定は、申請から30日以内に行うことが法で決められているので、認定調査を依頼された場合は、速やかに実施する。
- 認定調査時は、本人の状態をよく知っている人に同席を求めるなど、日常生活が調査に反映できるように配慮する。(特に痴呆症状が予想される場合)

### (4) 介護認定結果の通知

要介護認定決定の通知文書について

①介護保険要介護要支援認定等結果通知

②居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

③居宅サービス計画作成の流れ

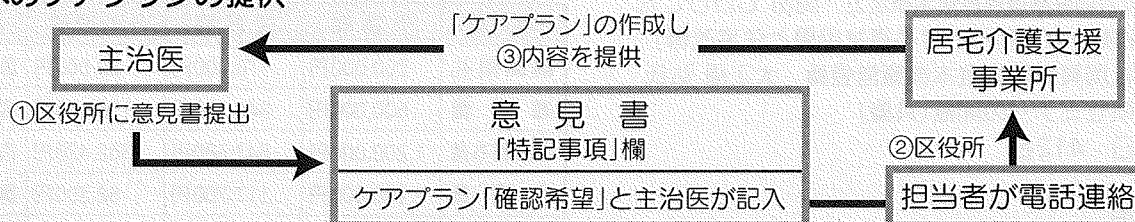
④介護保険指定、基準該当事業所一覧

⑤要介護度に関する情報

#### 注意事項

- 要介護等を確認する。もし、申請者から要介護認定について質問された場合は、要介護認定の仕組みについて説明をする。
- 認定結果について、苦情や不服申し立ての希望がある時は、区保健福祉サービス課総合相談窓口や札幌市社会福祉協議会の苦情相談センターを紹介する。また、北海道介護保険審査会への不服申し立てについて説明する。
- ケアプラン作成時利用者の状況を把握するために、認定結果、主治医意見書の情報提供について、本人の承諾を得ている場合(要介護認定申請書に本人が情報提供に承諾の署名をしている場合)は、区総合相談窓口に出す。
- また、利用者が訪問看護や訪問リハビリテーション等の医療系サービスを希望する場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求めることになっている。
- 主治医がケアプランの内容を希望する場合は、意見書の「特記事項欄」に「ケアプラン確認希望」と記入して区役所に提出されるので、区役所から連絡があった場合は、主治医にケアプランの写しを送付する。

#### 主治医へのケアプランの提供



#### 注意事項

- 申請者に主治医がない場合は、区総合相談窓口で被保険者の希望を勘案し、市町村が指定する医師の中から医師を選ぶ。後日、区から申請者に受診日等の連絡がある。

# 平成12年度 札幌市介護支援専門員連絡協議会事業報告・決算

## 事業報告

- 【広報】情報誌「ケアマネSAPPORO」の発行  
 6月1日 第4号発行 8月1日 第5号発行  
 10月1日 第6号発行 12月1日 第7号発行  
 2月1日 第8号発行
- 【企画】相談事業の実施  
 5月19日～21日「いきいき福祉さっぽろ2000」  
 相談員派遣12名
- 【研修】
- 介護保険創設記念講演会の開催(主催)  
 7月14日 参加者290名  
 (内容)  
 「介護保険と介護支援専門員」  
 厚生省老人保健福祉局振興課課長補佐 三尾谷 和夫氏
  - 受験対策講座の開催(主催)  
 第1回 9月22日・25日 参加者262名  
 第2回 10月10日・17日 参加者152名  
 (内容)  
 「介護保険制度論」  
 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部長 岩見 太市  
 「介護支援サービス及び要介護認定方法論」  
 医療法人溪仁会介護保険企画担当課長 奥田 龍人  
 「高齢者介護論(福祉論)」  
 札幌市在宅福祉サービス協会北ヘルパーセンター所長  
 工藤 博  
 「高齢者介護・看護論(医療編)」  
 訪問看護ステーション美園所長 藤井 菊恵
  - 福祉用具・住宅改修セミナーの開催(主催)  
 3月18日 参加者87名  
 (内容)  
 「福祉用具・住宅改修の知識とアセスメント」  
 武蔵野市高齢者総合センター理学療法士・  
 介護支援専門員 加島 守氏
  - 福祉用具活用セミナーの開催(共催)  
 10月25日 参加者129名  
 (内容)  
 「ケアプランの中における福祉用具と住宅改修の位置付けについて」  
 札幌秀友会病院診療部長理学療法士 岡田 しげひこ氏  
 「介護保険の中で利用できる福祉用具と住宅改修」  
 日本福祉用具供給協会本部運営委員 大工原 弘氏
  - 介護保険セミナーの開催(共催)  
 1月19日 412名  
 (内容)  
 基調報告  
 「介護保険サービス利用者、事業者実態調査の概要」  
 札幌市保健福祉局介護保険課長 松尾 省吾氏

- 記念講演  
 「介護保険制度の施行と現状  
 -在宅介護サービスを対象として-」  
 成城大学法学部教授 本田 純一氏
- 介護支援専門員フォローアップ研修会の開催(共催)  
 第1回 3月4日 参加者 99名  
 第2回 3月8日 参加者123名  
 (内容)  
 「ケアプランの作成について」  
 札幌市保健福祉局介護保険課主査 五十嵐 睦子氏  
 「ケアプランの給付管理について」  
 医療法人溪仁会介護保険企画担当課長 奥田 龍人氏  
 「介護支援専門員の役割と利用者の自立支援」  
 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部長 岩見 太市氏
- 【組織】懇談会の参加  
 住宅改修に係わる懇談会(主催:ケアホームズ事業協同組合)への参加  
 9月20日 参加者8名  
 札幌市医師会との懇談会への参加  
 10月18日 参加者8名  
 役員会等の開催  
 4月27日 第4回役員会 6月29日 第5回役員会  
 8月23日 第6回役員会 10月24日 第7回役員会  
 12月26日 第8回役員会 2月13日 三役・幹事会  
 2月21日 第9回役員会 3月28日 代議員会

## 決算

### 【収入】

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	2,400,000円	2,496,000円	96,000円	3,000円×832名
参加費	500,000円	2,160,000円	1,660,000円	5,000円×414名 3,000円×30名
雑収入	0円	11,727円	11,727円	預金利息、書籍販売
戻入分	0円	46,000円	46,000円	
合計	2,900,000円	4,713,727円	1,813,727円	

(収入) 4,713,727円 - (支出) 2,011,206円 = 2,702,521円  
 《次年度繰越金》

### 【支出】

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
講師謝礼	200,000円	170,400円	29,600円	講演会等
通信費	500,000円	343,180円	156,820円	広報誌等発送
印刷製本費	1,200,000円	847,580円	352,420円	広報誌等作成
会場費	200,000円	117,700円	82,300円	講演会等
支部配分金	500,000円	500,000円	0円	講師謝礼等
会議費	0円	16,410円	△ 16,410円	ジュース代等
予備費	300,000円	15,936円	284,063円	振り込み手数料等
合計	2,900,000円	2,011,206円	888,793円	



# 平成13年度 札幌市介護支援専門員連絡協議会事業計画・予算

## 事業計画

- 【広報】ケアマネさっぽろの発行(年6回)  
4・6・8・10・12・2月
- 【企画】自己評価票の作成及び自己評価の推進
- 【企画】区支部事業の推進
- 【調査】調査研究事業の推進
- 【研修】受験対策講座の開催(年1回)  
10月6日(土)・7日(日)
- 【研修】介護支援専門員フォローアップ研修会の開催  
(年1回 共催)3月3日(日)・7日(木)
- 【研修】福祉用具学習会の開催(年6回)5・7・9・11・1・3月
- 【事務局】各種委員会及び講演会等への会員の派遣
- 【事務局】役員会の開催(年6回)必要の都度
- 【事務局】代議員の開催(年1回)3月下旬
- 【事務局】会員の募集・拡大
- 【事務局】会費の徴収及び区支部への配分

### 区支部活動

- 定例会(情報交換及び学習会)1ヶ月及び2ヶ月に1回
- 役員会(必要の都度)
- 総会(年1回)

## 予算

### 【収入】

項目	金額	内訳
会費	2,700,000円	3,000円×900名
参加料収入	1,000,000円	5,000円×200名(受験対策講座)
助成金	1,000,000円	日本社会福祉弘済会
繰越金	2,702,521円	
合計	7,402,521円	

### 【支出】

項目	金額	内訳
会議費	189,000円	1,500円×21名×6回
講師謝礼	300,000円	研修会、受験対策講座等
通信費	486,000円	広報誌(90円×900名×6回)等発送
印刷製本費	1,200,000円	広報誌の発行 200,000円×6回
会場費	300,000円	研修会等
支部配分金	1,000,000円	100,000円×10区(講師謝礼等)
調査研究費	2,000,000円	
予備費	1,927,521円	
合計	7,402,521円	

## 新役員の紹介

このたびの、役員改選により、新役員が選出されましたので、ご紹介いたします。  
2年間よろしく願いいたします。

役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
会長	岩見 太市	シニア地域福祉研究会	区支部長		
副会長	松家 治道	松家内科小児科	中央区	川島 志緒里	慈啓会在宅介護支援センター
	藤井 菊枝	訪問看護ステーションひまわり	北区	竹林 克重	長生会病院
事務局長	柏 浩文	札幌市社会福祉協議会	東区	長井 卷子	もえれのお家
代表幹事 (調査) 幹事 (企画) (広報) (研修) (研修)	工藤 博	札幌市在宅福祉サービス協会 北ヘルパーセンター	白石区	羽山 政弘	北郷デイサービスセンター
	佐々木 ひろみ	札幌市保健福祉局介護保険課	厚別区	斉藤 潤子	札幌厚別訪問看護ステーション
	奥田 龍人	溪仁会在宅ケア事業推進部	豊平区	熊谷 英樹	アメニティ西岡
	梅原 茂樹	愛全病院	清田区	松本 剛一	デイサービスセンター緑愛園
	土井 正子	札幌中央訪問看護ステーション	南区	由井 康弘	愛全病院
監事	桧森 道子	和幸園	西区	川路 彰	札幌この実会センター24
	内山 映子	札幌清田訪問看護ステーション	手稲区	堂腰 悌二	手稲あんじゅ在宅介護支援センター

(任期:平成13年4月1日~15年3月31日)

## 全市に広げようケアマネの輪 1

### 夢見るように続けたい～「ケアプラン自己作成講座」の可能性を探る

清田支部会員 渡辺 由起子(札幌緑愛病院 地域医療部 保健婦)

昨年今頃、勤務している病院の母体である医療生協主催で、組合員向けに「ケアプラン自己作成講座」と銘打った勉強会を企画させていただいた。講座を企画した理由の背景には介護保険制度施行前の怒濤のような混乱があったと思う。ケアマネ実務担当者の方々は本当に大変な苦勞をされたと思うが、大変だったのは利用者・家族も同じだった。

訪問看護をしていると、新制度に関する色々な

疑問や不安を聞き、中にはケアマネそのものに関する根本的な疑問や不安(又は不満)もあった。そこで、制度の説明を専門用語で繰り返すより自分で作るとしたら…という視点にたってみることでケアマネの専門性を伝えられないか、と考えた。つまり、企画のねらいは「自己作成」というよりは「新制度理解」にあった。この講座は1回2時間を3回で終了の連続もので、簡単な内容は以下のようなものだった。

講座	内 容	資 料
第一回	介護保険制度の概要、介護サービス計画とは何か、自己作成とは何か、事例の基本事項の確認	介護保険パンフレット
第二回	週間計画から月のケアプランを作成 サービス事業者情報の収集と確認 ケアプランに基づいた費用計算 利用票・提供票、利用別表・提供別表の作成	サービス事業者一覧 介護給付費サービスコード表 利用票、提供票 利用別表・提供別表
第三回	自己作成の際に留意すべき点 サービス事業者との連絡調整 介護保険外サービスについて	実用・リハビリテーションハンドブック

18名の熱心な参加者に支えられ、本当に私のほうが非常に勉強になった。参加した1人が参加動機をこう語った。「軽い痴呆の父が独居で離れて暮らしていますが、ケアマネージャーさんから電話で『ケアプランはこちらのほうで適当に立てておきますね』といわれたんです。でも、何をどう適当に立ててくださるのか良くわからないし、介護保険のこともわからないので『お願いします。』とは言いましたが、自分で作るというより、知りたかったので学びにきました。」準備不足だらけの非常に不十分な講座であったにもかかわらず、終了してからも、「継続して行ってほしい」という希望をいただいたのは大変嬉しかった。

「この時期によくそんな企画を…」と言われたが、実はもっと早くに「マイケアプラン運動」を提唱し、「マイケアプラン研究会」という地道な勉

強会を重ねて11月には「ケアプラン自己作成のための入門と実践ガイド・私にもつくれますマ、ケアプラン」という小冊子を発行してしまうというソーシャルアクションを起こした地域もある。

(希望者はどうぞ。1部300円です。)制度は上から降りてくる物ではなく手近で使える物でありたい。制度をそのように創っていくために、有資格者である我々は責任を果たしているだろうか?という命題は私の中では常に古くて新しい。「□で言うほどに事は簡単ではない」ということだけが今の私にわかっている全てだが、難しいからこそ夢を見ずにはいられない。

「何かの役に立つ」かな?と思って資格はとったけど、実務を経験していない、実は多数派のケアマネの皆さん!一緒に何かしませんか?



# トピックス コーナー

## 1. 札幌市のオンブズマン制度開始される。

連絡先：オーク札幌ビル3階(中央区北1西2)  
 ☎・FAX 211-3732  
 月曜日～金曜日の午前9時～午後4時(直接の受付)

## 2. 福祉住環境コーディネーター講習会

(問:北海道インテリア研究所 ☎011-758-0222)

- 夜間集中コース(会場:西部コミュニティカレッジ、中央区北5東1)  
 4月17日から毎週火曜日全6回、午後6時半、受講料20,000円
- 休日コース(会場:かでる2・7、中央区北2西7)  
 4月29日、30日、5月3、4日の4日、午後1時、受講料16,000円、教材費(2級3,000円、3級1,890円)

## 3. 高齢者入居応援サービス

「シニアステージ」開始される。

高齢者が賃貸アパート等に入居を希望しても、病気や家賃の支払い能力を不安視され業者に断られるケースがあるが、これら状況を改善しようと日本賃貸住宅管理業協会が趣旨に賛同する不動産業者を登録(登録業者は店頭でシンボルマークを掲示、全国では180社のうち道内11社が登録。問い合わせは、同協会 ☎03-3360-6421)。

## 4. 成年後見制度の具体例―「リーガルサポートさっぽろ勉強会」―で提示される。

本人が一人暮らしで、近親者が近くにおらず親族による後見が不可能であるため司法書士が後見人になった事例。

Aさん(52)は独身。精神分裂病のほか持病もあり単身生活がむずかしい。父と兄弟は既に死亡。Aさんの面倒をみていた母が2年前に亡くなり、Aさんは入院。近親者は道外の従兄弟だけ。家庭裁判所に審判を申し立て、司法書士を後見人を選んだ。

後見人は亡母の財産相続問題や、相続税の納付手続き、医療費の支払いなどを担当。月に1、2度、Aさんの面会に出向いている。

## 5. 身体拘束の15行為(厚生労働省、身体拘束ゼロ作戦推進会議)提示される。

- ①徘徊防止のためひもなどで縛る
- ②転倒防止のためひもなどで縛る
- ③点滴、経管栄養などのチューブを抜かないようにひもなどで縛る
- ④点滴、経管栄養などのチューブを抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように、ミトン型の手袋などをつける
- ⑤ずり落ち防止のためY字型抑制帯をつける
- ⑥立ち上がり防止のためY字型抑制帯をつける
- ⑦ずり落ち防止のため腰ベルトをつける
- ⑧立ち上がり防止のため腰ベルトをつける
- ⑨ずり落ち防止のため車イステーブルをつける
- ⑩立ち上がり防止のため車イステーブルをつける
- ⑪立ち上りを妨げるようなイスを使用する
- ⑫介護着(つなぎ服)を着せる
- ⑬ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ⑭向精神薬を過剰に服用させる
- ⑮自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する。

# BOOK 新刊のご案内

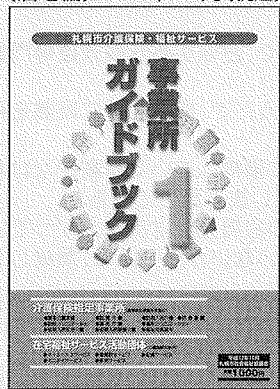
札幌市社会福祉協議会

## 「札幌市介護保険・福祉サービス事業所ガイドブック1・2」

好評発売中!!

(居宅編) ▼1,000円(税込)

(施設編) ▼1,500円(税込)



お問い合わせは 札幌市社会福祉協議会総務課  
 TEL 614-3345 FAX 614-1109

## 第1回 福祉用具学習会

13年度の新規事業として、福祉用具に関する知識を高めるため、5、7、9、11、1、3月の6回、福祉用具学習会を開催いたします。振るってご参加ください。

2回目以降の日程、内容等については、毎回、本誌でお知らせいたします。

日時▶5月25日(金) 18時30分～20時

会場▶札幌市社会福祉総合センター第2会議室(3階)  
 (札幌市中央区大通西19丁目)

※会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

参加対象▶本会の会員

定員▶50名(定員になり次第、締め切らせて頂きます。)

参加費▶無料

テーマ▶「ケアプランと福祉用具」

講師▶株式会社ハーティサポート在宅支援事業部長 岸野 忠義氏

申込方法▶5月11日(金)までに別添の申込用紙を送付して下さい。(FAX可)

申込・問い合わせ先▶札幌市基幹型在宅介護支援センター【担当 柏】

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部内

☎ 612-6110 FAX 613-5486

# 掲示板コーナー

## 中央区支部研修会

日 時▶5月15日(火) 18時30分～  
 会 場▶札幌市社会福祉総合センター  
 テーマ▶総会と1年をふりかえっての情報交換  
 問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会  
 ☎231-2400(内線458～460)

## 北区支部研修会

日 時▶①4月18日(水) 18時30分～  
 ②5月16日(水) 18時30分～  
 会 場▶北区民センター  
 テーマ▶①総会  
 ②訪問介護あれこれ  
 問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ☎757-2482

## 東区支部研修会

日 時▶5月16日(水) 18時30分～  
 会 場▶東区民センター  
 テーマ▶総会と研修会「介護支援専門員の役割」  
 講 師▶札幌市介護支援専門員連絡協議会会長  
 岩見 太市氏  
 問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ☎741-6440

## 白石区支部研修会

日 時▶5月15日(火) 18時30分～  
 会 場▶白石区民センター  
 テーマ▶総会と研修会(内容未定)  
 問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ☎861-3700

## 厚別区支部研修会

日 時▶5月23日(水) 18時30分～  
 会 場▶厚別区民センター  
 テーマ▶総会と研修  
 問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ☎895-2483

## 豊平区支部研修会

日 時▶①4月17日(火) 18時30分～  
 ②5月15日(水) 18時30分～  
 会 場▶豊平区民センター  
 テーマ▶①学習会  
 ②総会  
 問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940

## 清田区支部研修会

日 時▶5月17日(木) 18時30分～  
 会 場▶清田総合庁舎大会議室  
 テーマ▶総会と学習会  
 問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ☎889-2491

## 南区支部研修会

日 時▶5月16日(水) 18時30分～  
 会 場▶南区民センター視聴覚室  
 テーマ▶総会と定例会  
 問い合わせ先▶南区社会福祉協議会  
 ☎582-2400(内線381～382)

## 西区支部研修会

日 時▶5月15日(火) 18時30分～  
 会 場▶西区民センター第1・2会議室  
 テーマ▶未 定  
 問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ☎633-3695

## 手稲区支部研修会

日 時▶4月11日(水) 18時30分～  
 会 場▶手稲区民センター  
 テーマ▶総会と研修会「介護支援専門員の役割」  
 講 師▶札幌市介護支援専門員連絡協議会会長  
 岩見 太市氏  
 問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会  
 ☎681-2400(内線365～366)

## 編集後記

先般、北海道が介護支援専門員の業務実態調査の結果を発表した。

調査は道内の3,844人を対象(うち、居宅介護介護支援事業所に勤務する介護支援専門員2,323人)に郵送で実施したもので、「他業務との兼務者」が63.6%、「サービス担当者会議」を実施したのは全利用者(45,000人)のうち24.5%で、80%弱が「日程調整が困難」「忙しい」などの理由で開催できないとしている。

さらには、「このまま介護支援専門員を続けたい」としたのは、僅か30%であった。

あるべき論と現実論の狭間の中で、苦悩する介護支援専門員の姿をみる思いがする。

国は各種の支援策を提示するようだが、その効果に疑問を抱くのは私だけではないであろう。

施策は、それを理論化し具体的に構築していく作業がなければ、所詮は「机上の空論」に終わってしまうからである。

考えてみると、介護支援専門員の独自理論は出来上がっていない。それは、過去に誰も経験していないからであり、熟成していないからである。

しかし、ここで諦めてはいけぬ。なぜならば、それを作っているのが介護支援専門員その者だからである。

そのために、「現実や実際を知り抜いている」介護支援専門員自身の実践理論の積み上げと連携が求められるのである。

平成15年度、介護保険制度は「見直しの時期」を迎える。

(涼馬 記)